

「表紙共 11枚」

令和5年3月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和5年4月10日(月曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治	6 番 綾垣和子
2 番 松原忠雄	13 番 財津満寿光	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	14 番 中島浩司	18 番 財津政美
4 番 江藤義幸	15 番 美野英俊	
5 番 左原三枝子	16 番 伊藤明美	
7 番 森 克男	17 番 原田文利	
8 番 飯田 隆	19 番 高瀬義徳	
9 番 湯浅正徳		
10 番 川津美利		

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 今田秀樹 主査 小野芳也 主任 中村 仁 主任 櫻木悠輔 主任 太郎良悠希

### 3 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第4号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行について

第6号 4月調査委員の選任について

追加議案

第7号 日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について

6 報告

第1号 農地法第18条第6項の規定による該当報告の件

## 7 その他

(1) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

(2) 4月現地調査

日 時 4月20日(木) 午前9時～  
※ 調査委員のみ

(3) 4月調査委員会

日 時 4月25日(火) 午前9時～  
※ 会長、副会長、調査委員

(4) 4月定例総会

日 時 5月8日(月) 午後2時～  
会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

4月18日(火) 中津市視察

4月21日(金) 常設審議委員会(大分市) ※会長

4月21日(金) 役員会

(6) その他

・「3月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、6番 綾垣和子委員、12番 川津清則委員、18番、財津政美委員から欠席届が出ております。また、推進委員は、三花・小野地区の諫山文彦委員から、欠席連絡が入りましたので、御報告いたします。</p> <p>総会の成立でございますけれども、委員総数19名中、出席委員16名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定数を満たしておりますので、本日の会議が成立することを御報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきますけれども、議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話の持ちの方は電源を切っていただくかマナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長お願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。春とは言いますが、まだ朝晩が相当寒く、昨日も一昨日も、うちの辺りは霜が降っておりました。体調には気をつけて、農作業の方をしていただきたいと思います。また、山間地の方ではですね苗代が始まっておりますので、忙しくなろうかと思えます。</p> <p>それでは着座いたしまして議事進行いたしてまいりたいと思います。会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>では、議事録署名委員は、11番 河津裕治委員、19番 高瀬義徳委員の二方をお願いしたいと思います。</p> <p>議案の訂正でございますが、事務局ございますか。</p>

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>議案の訂正でございますけれども、今回はございません。以上でございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。それではですね早速、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査委員は、4番 江藤義幸委員、16番 伊藤明美委員、17番 原田文利委員の3名の方でございます。調査委員長は、17番 原田文利委員でございます。</p> <p>それでは、原田委員、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (原田文利)</p>	<p>今月の調査員の原田です。先月の27日に江藤委員、伊藤委員の事務局とで、3条・5条合わせて、案件が6件と少なかったのですが、現地を調査してまいりました。よろしく審議の方をお願いします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>それでは、私から、農地法3条の申請分について説明いたします。今月は、5件申請が出ております。議案書1ページ目です。番号は8番となります。対象農地は、大字花月〇と〇です。地目は、〇が台帳・現況ともに、田となっています。〇が、台帳現況ともに畑です。面積は2筆合わせまして、4,017㎡です。譲渡人は、〇さん。体調不良のため、譲受人の〇さんが、農地を譲り受けて規模を拡大するものです。こちら、地図の赤い丸で示している2か所が対象の農地となっております。続いて、航空写真です。こちら、この赤い丸で示した2か所が対象の農地となっております。こちらが字図です。赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。こちらが現況写真です。〇の現況写真となります。こちらが〇の現況写真となっております。では、続きまして9番にまいります。対象農地は、天瀬町赤岩〇ほか3筆となります。地目は〇と〇が台帳、現況とも田となってい</p>

ます。○が、台帳 田、現況 畑となっています。最後に、○が台帳・現況ともに畑となっています。面積は、4筆合わせまして、4062㎡となっています。譲渡人は、○さん。後継ぎとなる譲受人の息子に、農地を贈与するもので、譲受人の○さんが、申出のとおり、贈与を受けまして、今までどおりに管理をしていきます。こちら赤い丸で示した4点が対象の農地となっております。続きまして、こちらが字図です。○の字図となります。こちらが○と○の字図となります。こちらが○の字図となっております。こちらが現況写真です。○の現況写真となります。こちらが○の現況写真です。こちらが○の現況写真です。こちらが○の現況写真となっております。続きまして、2ページ目にまいります。番号は10番です。対象農地は、大字小野○と○です。地目は台帳現況ともに田となっています。面積は、2筆合わせまして、2,751㎡です。譲渡人は、○さん。管理が出来なくなったため、譲受人の○さんが、譲り受けて経営地を拡大するものです。赤い丸で示しているところが、対象の農地となっております。続いて航空写真です。こちら赤い丸で示しているところが対象農地となっております。こちらが字図です。赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。こちらが現況写真となっております。続きまして、番号11番にまいります。対象農地は、天瀬町塚田、○です。地目は、台帳・現況ともに田となっています。面積は、1,184㎡です。譲渡人は、○さん。農地の管理が困難になったため、譲り渡すもので、譲受人の○さんが、農地が住宅付近にあり、管理が容易なため、譲り受けるものです。赤い丸で示しているところが対象農地となります。近くには五馬中学校がございます。こちらが航空写真です。この赤い丸で示している部分が対象の農地となっております。こちらが字図です。この赤で囲んでいる農地が対象の農地です。北側に青で囲んでいる丸が、譲受人の方の御自宅がある場所になります。こちらが現況写真です。続きまして、議案書3ページ目にまいります。番号は12番です。対象農地は、大山町西大山○です。地目は、台帳・現況ともに畑となっています。面積は、1,395㎡です。譲渡人は、○さん。管理が出来なくなったため、譲受人の有限会社キヨタキナーセリーさんが、譲り受けて規模を拡大するものです。赤い丸で示している部分が対象の農地です。近くには旧鎌手小学校がございます。こちらが航空写真です。赤い丸で示している部分が、対象の農地となっております。こちらが字図です。こちらが現況写真となっております。3条の申請は、以上5件となります。ここで現地調査にご同行いただきました原田委員に、御意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<p>調査委員 (原田文利)</p>	<p>私たちが見た限りでは、いずれも農地として立派に管理されており、特に問題ないと感じました。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ありがとうございました。次に、チェックシートの説明にまいります。チェックシートの資料No.1を御覧ください。今月のチェックシートが、1ページ目から2ページございます。こちらの全ての各項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、全ての項目に該当していません。つまり、許可を出す分には問題ないということを確認いたしております。事務局からの報告は以上となります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように、また調査委員長報告にあるように、許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、御発言をいただきたいと思っております。</p> <p>よろしいですか。無かったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御承認いただけますでしょうか。御賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、4ページの議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>議案4ページ、議案第2号、農地法第5条についてです。今月は1件申請がありました。番号12、大字三和○ほか2筆の計3筆で、地目は、台帳・現況ともに全て田。面積が合計で645㎡の第2種農地です。譲渡人は3名いらっしゃいまして、○は日田市財津町の○さん、○は日田市上城内町の○さん、○は日田市財津町の○さんで</p>

<p>調査委員 (原田文利)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>す。譲受人は、日田市神来町の〇さんです。申請地を譲受け、賃貸共同住宅として利用したいとのことでの申請です。</p> <p>場所が近くには、財津町公民館や五葉苑さんがございまして、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。赤で囲んでいるのが、現在農地でございまして5条申請が出ているところです。ただ、計画には、黄色の部分も入っております。こちらは、既に雑種地と、なっております、所有者、譲受人の〇さんになっております。この赤と黄色の部分を合わせて、賃貸共同住宅、つまりアパートですね、それを建てたいという計画でございまして。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。先ほどの航空写真と同じ色分けをしております。手前の赤が1、2、奥の3筆ですね、こちらが5条申請の出てる部分です。それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長から御意見をいただこうと思います。</p> <p>周辺は、宅地化が進んでいる状況であります。現地を確認した結果、特に問題無いと思います。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。農地法5条につきましては資料No.1の3ページと4ページでございまして。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査・現地調査において該当しないことを確認しております。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるようにですね、問題が無いという意向でございまして。皆さんの中で何かあれば御発言いただきたいと思っております。よろしいですか。無ければ、この件につきましては別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御承認いただけますでしょうか。御賛同いただける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。調査委員長は、ここで終了でございます。一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (原田文利)</p>	<p>周辺も回ると、なかなかよく管理されている農地もありますが、やはり荒廃農地が増えている状況を、本当につくづく感じます。我々農業委員としても、農業の苦しさだけではなく、農業の大切さとか楽しさを伝えながら、やっぱり就農者を増やしていかなければいけないと、つくづく感じたところでございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お疲れさまでございました。 それでは、議案第3号に入っていきたいと思います。農業経営基盤強化基盤促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規15件、再設定15件、解除条件付新新規1件、中間管理事業（一括方式）、新規6件、解約17件でございます。</p>
	<p>この中に、議事参与の方がおられますので退出をお願いしたいと思います。湯浅正徳委員、美野英俊委員、中島浩司委員の3名の方は、退室をお願いしたいと思います。 それではですね、3名の方の議事参与の方おられましたが、退室いただきましたので、この3件につきまして、先に審議をいたしたいと思います。湯浅正徳委員、8ページですね。No.57、借り手 湯浅正徳委員。美野英俊氏委員 21ページ、No. 81、借り手 農事組合法人小野谷中島浩司委員、25ページ、No.89 借りて、有限会社中島農場の3件でございます。この3件につきまして、何かございますか。よろしいですか。御承認いただけますでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)  ありがとうございます。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼され、また本市の基本構想に適合するとともに、権</p>

	<p>利者が経営地の全てを効率的に利用し、必要な農作業を常時従事するものとして作成されたものでございます。それぞれのですね、委員の方々のエリアにおいて、御確認をお願いしたいと思います。また問題があれば、挙手をして御発言願いたいと思います。この件につきまして何かございますか。よろしいですか。それではですね、計画要請の内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。御意見がございませでしたら、御承認いただけますでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>議長 (石井照久)                      ありがとうございます。承認いたしたいと思います。 33ページ、議案第4号、現況証明書（非農地証明書）の発行について、7件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)                      それでは議案集33ページ、議案第4号、現況証明書の発行についてです。今月は7件申請が上がっております。まず8番、東有田の○で、登記地目は畑、現況は山林、面積が1,209㎡です。申請人は諸留町の○さんで、申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4「森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当するものです。場所ですが、ウッドコンビナートの東側の山の中にあります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況は、このようになっております。</p> <p>続きますして9番、三和の○で、登記地目は田、現況は宅地で、面積は72㎡。申請人は、石井町1丁目の○さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5「既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているもの」に該当するものです。場所ですが、国道212号、済生会病院からさらに北、三和小学校に入る交差点をもう少し北に上がったところにあります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。ちょっと字図に戻りますが、一部建物にかかっている状態です。固定資産の状況を確認しますと、昭和55年なので43</p>
--	--

年前に建てられたものです。このため、非農地化して、20年を経過しているものと判断しております。

次に10番。小野の○です。登記地目は畑、現況は山林、面積は84㎡です。申請人は三河町の○さんで、申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5「既に農地または採草放牧地以外の土地となることが明白であるもので、各種要件を満たしているもの」に該当するものです。場所ですが、藤山三差路から小野に向かう、県道宝珠山日田線に入りまして少し行ったところ、小野川を挟んで南側になります。航空写真は、このようになっております。こちらが字図です。現在の状況は、このようになっております。こちらは、20年以上前の航空写真からも山林の状況であったと確認しております。

続いて11番と12番、こちら同じ一帯にありますので併せて説明いたします。11番は、大山町東大山の○で、登記地目は田、現況は原野、面積は677㎡です。申請人は、東大山の○さんです。12番は、同じく東大山の○と○で、登記地目は2筆とも田、現況は2筆とも原野、面積は合計で1,292㎡です。申請者は、東大山の○さんです。申請理由は、いずれも現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4「森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当するものです。場所ですが、東大山 小五馬の集落から、天瀬五馬方面に向かう、途中にあります。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが字図です。11番の案件が赤、12番の案件を青で囲っている字図です。こちらが現在の状況です。こちらが11番の1筆、こちらが12番の2筆になります。

続いて13番、中津江村栃野の○で、登記地目は畑、現況は山林。面積が297㎡で、申請人は、久留米市の○さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4「森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当するものです。場所は、中津江振興局の裏になります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

最後が14番、田島の○で、登記地目は田、現況は宅地、面積は113㎡で、申請人は久留米市の○さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可証を紛失したため申請するもので、発行基準2「農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地」に該当するものです。場所は、奥村日田病院の東側の住宅地にあります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。こちら南側から見た状態。次に、この対象地の真ん中から東

<p>推進委員 (小山一善)</p> <p>推進委員 (石川元和)</p> <p>推進委員 (福井龍太郎)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>側を見て撮ったものです。この隣の青く囲んでいる部分、ここは地目も既に宅地となっておりますが、この隣の青で囲んである1筆と、今回の申請地の2筆について、一つの計画で、昭和59年に転用の許可が出ております。2筆で一つの宅地であるということで、家が完成した時点、固定資産の情報より同じ昭和59年に完成しているようですが、その時点で転用行為完了しているという判断になります。以上の案件につきまして、各地区御担当の推進委員さんから御意見をいただこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>議案番号8番からについて説明します。現地の写真、スライドを見てお分かりのように、もう森林の様相を呈していて全く手を入れてない。したがって、もう農地性はないので、現況証明書を発行していただきたいと思っております。</p> <p>13番の中津江の石川です。現地調査に行きまして、入る道も無くて、ちょっと無理かなと思っておりますので、証明書の方をよろしく申し上げます。</p> <p>14番です。写真、スライド、御覧のとおり、砂利とか石とかが引き詰められておりまして、農地と言える状況ではありませんので、証明は妥当かなと思っております。</p> <p>ありがとうございました。なお、三花・小野地区の諫山推進委員から、番号9番10番の件は、現地調査の際に証明発行して問題ない旨、承っております。 事務局からの説明は以上です。</p> <p>ありがとうございます。議案第4号の現況証明書の発行について、今、事務局より説明がございました。何も問題が無いということでございます。これについて、何かございますか。ありませんか。それでは、現況証明書を発行してよろしいでしょうか。</p>
---	--

<p>議長 (石井照久)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> <p>推進委員 (木藪一敏)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>それでは、発行いたします。</p> <p>続きまして37ページ。議案第5号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行について、1件でございます。事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>それでは議案第5号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、今月1件申請が上がっております。</p> <p>1番、大字渡里の○と○で、登記地目はいずれも田、現況は○が田、○が畑。面積、合計で2,083㎡です。申請人は、清岸寺町にお住まいの○さんで、現在、相続税の納税猶予を受けておりますが、今後も引き続き、猶予を受けるために、申請があったものです。場所の御説明です。日田消防署の北西側、裏手ですね。近くには、こじかこどもクリニックなどがあります。航空写真で見ますとこのようになっております。字図ですが、こちらは北側○の字図です。現在の状況は、このようになっております。続いて南側、○の字図です。現在の状況はこのようになっております。申請がありましたのは、以上2筆です。</p> <p>ここで、現地調査にご同行いただきました木藪委員に御意見をいただこうと思いますので、よろしく申し上げます。</p> <p>現在も農業を確実にされておりますので、この証明書発行については、別に問題無いと思われれます。</p>
---	--

<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>ありがとうございました。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第5号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行についてでございます。これについて、何かございますか。ありませんか。それでは、事務局の説明どおり、また推進委員の方の説明のとおり、証明書を発行したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p></p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、相続税の証明書を発行いたします。</p>
<p></p>	<p>続きまして38ページにまいります。議案第6号、4月調査委員の選任について、日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。私の方からの指名でよろしいでしょうか。</p>
<p></p>	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、3名の方、7番の森克男委員、14番 中島浩司委員、18番 財津政美委員の3名の方をお願いしたいと思います。調査委員長は、18番の財津政美委員でございます。よろしく願いいたしたいと思います。</p>
<p></p>	<p>続きまして、6番、報告です。事務局、説明をお願いします。</p>
<p></p>	<p>(事務局から報告) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による当該報告の件</p>

議 長  
(石井照久)

それでは、7番、その他に入っていきたいと思います。事務局の方よろしいですか。

(事務局から報告)

(1) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

(2) 4月現地調査

日 時 4月21日(木) 午前9時～

※ 調査委員

(3) 4月調査委員会

日 時 4月25日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 4月定例総会

日 時 5月8日(月) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

4月18日(火)

4月21日(金) 常設審議委員会(大分市) ※会長

4月21日(木) 役員会

<p>事務局 (今田秀樹)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>(6) その他 ・「3月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日</p> <p>ここまでの議事・報告等終わりますが、追加議案がございますので、農業委員の方のみお残りください。</p> <p>定例総会後でございますがよろしいでしょうか。</p> <p>追加議案といたしまして、議案第7号として、日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任についてを、審議していただきたいと思っております。それでは、農地利用最適化推進委員の選任についての人事案件でございますので、農業委員のみで行いたいと思っております。</p> <p>ただいま議案をお配りしておりますように、事務局は追加議案第7号という形で上程をしたいとのことでございますが、よろしいでしょうか。それでは、定例総会を再開いたします。</p> <p>農地利用最適化推進委員選考委員会委員長の報告ということで、本案は、日田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第11条に基づくものでございます。なお、選考の経過は事務局長から説明をしていただきます。</p> <p>それではただいま上程をいただきました議案について御説明いたします。机上には、A4の横型の資料と、縦型の資料がありますが、縦型の資料を中心に説明させていただきます。去る3月9日に日田市農地利用最適化推進委員に関する選考委員会の設置要綱に基づきまして、農地利用最適化推進委員に関する選考委員会を開催いたしました。選考委員会は、同要綱第3条の規定によって、会長と副会長役員、事務局長の7名で選考をいたしました。なお選考委員会は、同要綱の第6条第3項の規定により、過半数の出席がございましたので、成立をいたしましたところでございます。会議の中では、同要綱第2条に規定する所掌事務について確認をいたしております。まず1点目の農業委員会の求めに応じ、合議によって推進委員の候補者の選考を行い、農業委員会に報告すること。2点目は候補者の選考に当たっては、当該者の書面の審査のほか必要に応じて、面接その他委員長が、適当</p>
---	--







議 長  
(石井照久)

それでは、本日の議事を全て終了しましたので、終わりたいと思います。  
本日はどうもありがとうございました。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年5月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 11 番

署 名 委 員 19 番